

平成30年4月27日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

議会運営委員会委員長 福井 英昭

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣期間 平成30年4月16日（月）・17日（火）
- 2 派遣場所 愛知県岩倉市議会及び三重県鳥羽市議会
- 3 事 件 岩倉市議会
議会の活性化について
情報公開No.1を目指す取組み、議会基本条例の検証等
鳥羽市議会
議会の活性化について
通年会期の採用、TOBAミライトーク、IT化の推進等
- 4 視察者 (派遣委員) 福井英昭、平本英久、小川克己、田中豊、齊藤一義、
藤本弘、木曾利廣、西口純生
(派遣議員) 湊泰孝議長、小松康之副議長
(事務局随行) 片岡事務局長、鈴木議事調査係長
- 5 概 要 別紙のとおり

議会運営委員会調査結果概要

岩倉市議会（平成30年4月16日（月）13:00～14:45）

議会の活性化について

情報公開No.1を目指す取組み、議会基本条例の検証等

1 視察の目的

岩倉市議会は、平成23年5月に制定した議会基本条例を礎に、情報公開No.1を目指すことを掲げ、議会活性化に取り組まれてきた。特に、議会報告会や市民と意見交換を行うふれあいトーク、災害発生時等の活動要綱の制定、傍聴規則の改正などに積極的に取り組まれており参考にする。

2 施策等の概要（主な項目）

○議会基本条例の検証について

<経過>

- ・岩倉市議会基本条例の規定に基づき、平成23年度から検証を開始した。
- *岩倉市議会基本条例第27条「議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、特別委員会において年1回以上検証する。」

<内容>

- ・検証は毎年、条項ごとに議会基本条例推進協議会において実施している。
- ・検証により「今後の課題」とした項目については、別途継続的に検討している。

○ふれあいトークについて

<経過>

- ・市民との意見交換の充実については、議会基本条例の制定に伴い「ふれあいトーク」として実施することとした。
- *岩倉市議会基本条例第10条第4項「議会は市民等との意見交換の場を設けるものとする。」

<内容>

- ・ふれあいトーク（意見交換会）は、市民活動団体や自治会、若者等と意見交換を実施している。より多くの市民と意見交換できるよう努められ、様々なパターンを設定されている。

（実施例）

(1) ふれあいトーク（議会報告会）

→議会での審議状況等を報告する。

(2) ふれあいトーク（意見交換会）

→市民活動団体や自治会を対象に実施。その他、市内に多く居住する外国人の子育て世帯を対象とする「お団子トーク」も実施している。

(3) ふれあいトーク（模擬議会）

→若者とおむすびトークとして実施している。

○議会基本条例を礎にした取組みについて

<経過>

- ・岩倉市議会では議会改革特別委員会において、基本条例に基づく自主的な改革に努められてきた。平成24年3月に政治倫理条例及び災害発生時等の活動要綱を制定。平成26年6月に傍聴規則の全部改正を実施された。

<内容>

- ・議会への関心を高めるため傍聴規則を改正し、傍聴者の事前手続きの廃止及び写真・動画撮影を自由にした。
- *岩倉市議会傍聴規則第4条「会議を傍聴しようとする者は、傍聴に関する一切の手続きを必要としないものとする。」
- *同第6条「傍聴人は、傍聴席において、写真撮影、動画撮影及び録音をすることができる。」

3 委員の意見等・考察

○議会基本条例の検証について

- ・検証シートを用いて取組みの進捗を検証することは参考になった。
- ・毎年検証する必要があるのかは疑問である。必要に応じて検証することにより。

○議会ふれあいトークについて

- ・お団子トークや市民団体が窓口になり意見交換会を実施する方法は参考になり、岩倉市議会が意見交換に重点をおいていることがうかがえた。
- ・市民団体がファシリテーターとなり意見交換を行っている。若い人たちに議会や政治に関心を持っていただくには、ワークショップ形式で行うことを考えていきたいと思う。
- ・一方的な議会報告では参加者が減少していく。亀岡市議会で実施しているように、テーマを

決めて参加者の意見等をしっかり聞くことが大切である。その上で、問題意識を共有し、どうしていけばよいか意見交換することが必要である。

○議会基本条例を礎にした取組みについて

・多くの方に議会に関心を持ってもらい、議場に来ていただくために、傍聴者の事前手続きの廃止や写真・動画撮影を自由にするための取組みは参考になった。

・情報公開No.1を目指す取組みとして、平成28年度から政務活動費（議員1人当たり18万円/年）の収支報告を、ホームページで公開しているが、本市議会でも早く実施すべきである。

・情報公開することは大切だが、何でも公開すればよいものではない。

○その他

・災害発生時の活動要綱を考えてはどうか。

・議会での一般質問を市議会だよりに1人1ページで掲載されており参考となったが、逆に多くを割きすぎているのではないか、との見解もある。

鳥羽市議会（平成30年4月17日（火）10:00~12:00）

議会の活性化について

通年会期の採用、TOBAミライトーク、IT化の推進等

1 視 察 の 目 的

鳥羽市議会は、地方自治法に基づく通年会期による議会運営や議会報告会・TOBAミライトーク等による広報・広聴活動、また、ソーシャルメディアやタブレット端末の活用等幅広い議会活性化に努められている。全国においても、特に議会の機能強化において高い評価を得られており、各種取組みを参考にする。

2 施 策 等 の 概 要

○通年会期について

<経過>

・平成24年9月に地方自治法が改正され「通年の会期」が規定された後、全員協議会、議会運営委員会、議会改革推進特別委員会で協議を開始した。計10回の会議において議論を重ね、平成26年3月定例会で、通年会期等に関する条例を制定し、同年5月1日から通年会期制をスタートした。

<内容>

- ・鳥羽市議会では、会期を5月1日から翌年4月30日までとしている。
- ・審議期間に余裕を持たせることができ、常任委員会の所管事務調査を活用しやすくなる等の効果があるとされている。
- ・本市議会においては、鳥羽市議会で導入されている地方自治法第102条の2に基づく「通年の会期」ではなく、平成30年6月から定例会条例等を改正して実施する「通年議会」を導入する予定としている。

○TOBAミライトークについて

<経過>

- ・平成19年に議会改革推進特別委員会を組織し、議会基本条例の制定及びTOBAミライトークの前身となる議会報告会について議論を開始した。
- ・議会基本条例に規定した後に議会報告会を実施する予定としていたが、基本条例の検討をしている最中に議会報告会を実施する気運が高まったため、条例制定に先行して平成21年10月に議会報告会を初めて開催した。(議会基本条例は平成22年10月制定)
- ・市民からの要望により、市内各地域を細かく回ることとし、平成22年に36カ所、平成23年には37カ所で開催した。
- ・平成22年度には市民の参加者数は最多の852人となったが、その後、参加者の固定化等により参加者数が減少し、平成27年度に議会報告会を1年間休止し、議会報告会自体のあり方を議論した。
- ・平成28年に広報広聴委員会(協議等の場として会議規則に規定)を設置し、新たな議会報告会について引き続き検討。同年9月にTOBAミライトークを試行実施した。
- ・平成28年11月にTOBAミライトークとして正式に運用を開始した。

<内容>

- ・議会報告会を実施していた際に、執行機関が回答すべき質問が多数あったことを踏まえ、TOBAミライトークの主な目的は「地域課題の共有」としている。
- ・対象は5人以上の市民団体(グループ)とし、議会報告は行わず、テーマに沿った意見交換のみ実施している。
- ・手法は、原則としてグループディスカッション方式を採用している。模造紙・付箋等を利用

し議論の可視化に努められている。また、常に実施体制等を見直すこととしている。

(TOBAミライトークの実施事例)

- ・成人式実行委員会、老人クラブ連合会、介護保険サービス事業者、高等専門学校等。

○ソーシャルメディア利用について

<経過>

- ・Twitter、USTREAM（平成22年～）、YouTube（平成24年～）
Facebook（平成27年～）を利用開始。

<内容>

- ・発信内容は会議日程や議決結果、本会議、常任委員会の様子等。
- ・事務局による発信としているが、決裁はとらずに運用している。

○タブレット端末の利用について

<経過>

- ・平成23年に無線LANを議会フロアで整備し、議会費でノートパソコン、iPadを購入した。これらは備品であるため、当初は持出しを禁じていたが、個人で所持するのが便利との意見により、他団体の調査を開始した。
- ・調査の結果、政務調査費（当時）で議員個人が契約し、全議員がiPadを所持している議会があったため、この方式を採用し、平成24年に全議員が契約した。

<内容>

- ・議会組織内でのグループウェアソフトによるスケジュールの共有が可能となる。
- ・iPadは政務活動以外にも使用できることから、通信費については政務活動費と私費で2分の1ずつ負担している。
- ・ペーパーレス化や郵送代削減に一部寄与している。
- ・iPadの議席への持ち込みについては、平成24年に「本会議、委員会、その他全ての会議におけるパソコン、タブレット端末の持ち込みは、審議に関係のある事項に限り使用することができる。」と申合せに規定した。これにより許可を要することなく、全ての会議での使用が可能となった。

○議場パネルの使用について

<経過>

- ・平成24年にパネル取扱い要領を制定した。また、議場内にモニターを2台設置し、iPadやパソコン画面の表示ができるようにし、一般質問に活用することとした。

<内容>

- ・パネルを使用する議員は、使用する前日までに議長に資料を提出し、パネルを使用する会議前にiPad等を接続・設定する。操作は議員自らが行い、会議は言論主義であることから、写真等の説明については口頭で詳細に行うこととしている。

○その他

- ・議会運営上において、会派制を採らないことを申し合わせている。
- ・正副議長の立候補時の立会演説をインターネットで配信している。

3 委員の意見等・考察

○通年会期について

- ・災害等の場合、速やかに会議を開くなどの対応が可能となっている。

○TOBAミライトークについて

- ・本市議会でも市議会だよりやSNSでの発信を工夫し、わがまちトーク（自治会版・各種団体版）の充実に努めたい。また、わがまちトークの主旨を確認し、名称変更を考えてもよいのではないかと考える。
- ・議会報告会や市民との意見交換会はどの議会でも課題となっている。
- ・県内の大学へワークショップの手法について議員が講習を受け、取入れ実施されている。今後、研究が必要だと考える。

○タブレット端末の利用について

- ・鳥羽市議会ではペーパーレス化を目的としていない。ある程度は紙資源の節約になると考える。
- ・時代の流れであり、実施されていくものだと考える。

○パネルの使用について

- ・本市議会においてもこのようなシステムを使用した方がよいと考える。

○その他

- ・災害発生時の活動要綱を定めており、その必要性を感じた。
- ・市庁舎に市議会への市民アンケートを置いていたので、実施してはどうか。

・予算・決算常任委員会を導入しており、本市議会でも早急に対応すべきである。